

鉏路川水系鉏路川

1. 対象区間

種 別	河 川 名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹 川	新鉏路川	0.0	11.0	11.0
幹 川	鉏路川	11.0	88.3	77.3
支 線	オソベツ川	0.0	14.5	14.5
計				102.8

2. 規制の方針

1) 鉏路川、新鉏路川

全区間を禁止区間とする。

〔理由〕

第18次計画期間中は、標茶地区の河道掘削及び、掘削土を利用した緩傾斜堤防整備と、人口・資産が集中している弟子屈町市街部においては、河川管理施設の整備と合わせて河道掘削を実施する計画となっているが、掘削土は河川事業で利用する。

なお、シシャモ等の遡上産卵河川であることや鉏路湿原国立公園区域があり、河川環境及び生態系を保持する必要がある。

また、河川維持のための掘削等は当面必要ないことから継続して禁止区間とする。

2) オソベツ川

全区間を禁止区間とする。

〔理由〕

第18次計画期間中に河道掘削を実施する予定が無く、河川維持のための掘削等は当面必要ないことから継続して禁止区間とする。

